

## 予備試験法律実務基礎科目（民事）（平成30年）

### 事案の概要



### 設問 1

YがAに対して80万円の売買代金債権を有している（他にめぼしい資産がない）

事前に講じておくべき法的手段 債権仮差押え（論証）（1）

その手段を講じなかった場合に生じる問題について，その手段の有する効力に言及したうえで説明しなさい。

訴訟物 消費貸借契約に基づく貸金返還請求権及び履行遅滞に基づく損害賠償請求権（2）

※ Xの相談内容で「返済が遅れたことについての損害も全て支払ってほしい」とある部分を見落とさないこと

請求の趣旨（3）

被告は原告に対し，100万円及びこれに対する平成28年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え

請求原因（4）

（解答例の記載，改定問題研究，30講，起案の手引，類型別）

（1）原告は被告に対し，平成27年9月15日，弁済期を平成28年9月30日として，100万円を貸し付けた。

（2）平成28年9月30日は経過した。

※ 新問題研究44頁の記載（但し，新問題研究の事案は，元本のみ請求しているので，同44頁では，（3）は到来と記載している）

（1）原告は被告に対し，平成27年9月15日，100万円を貸し付けた。

（2）原告と被告は，（1）に際して，弁済期を，平成28年9月30日と定めた。

（3）平成28年9月30日は経過した。

## 【コラム】 貸借型契約の要件事実

消費貸借契約の本質的要素は、587条の規定から、金銭の返還約束の合意と金銭の交付であり、さらに、貸借型の契約は、一定の価値をある期間借主に利用させることに特徴があるから、弁済期の合意は、その契約に不可欠な本質的要素であると解するという立場からの解答例を作成している。

新問題研究40頁は、消費貸借契約の冒頭にある587条は、成立要件を規定するものであり、これに該当する金銭の返還約束の合意と金銭の交付が要件事実である（冒頭規定説）。弁済期の定めと到来は、消費貸借契約を終了させ、貸金返還請求権を発生させる事実であると位置づける。

説明の仕方の違いであり、いずれを採用するかで点差をつけることはないし、予備試験では気にする必要はないが、令和元年の予備試験の問題文の記載に従って、解答例を作成した。

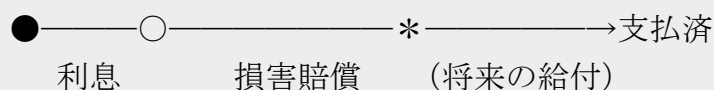
貸借型契約として貸借についても同様の議論がある（24年の問題）。

## 【コラム】 元本、利息、遅延損害金の3つを請求する場合

訴訟物は、消費貸借契約に基づく貸金返還請求権、利息契約に基づく利息請求権、履行遅滞に基づく損害賠償請求権の3つである（但し、保証契約の場合は、保証債務履行請求権1個となることにつき、令和元年の問題で問われている）。

以下を押さえること（手引5～6頁）

契約成立 弁済期 口頭弁論終結時



※ 以降は将来の給付の訴えであること、通常、既発生分の金銭について履行がない場合に、将来発生すべき分について、予め請求する必要があるとされる（民訴法135条）ことは理解しておくこと（一審解説5頁）。

※ 期限の到来、経過（30講22～24頁）

元本のみの請求→弁済期が到来（午前0時以降）すれば請求できる。

元本+損害賠償の請求→弁済期が経過すれば（午後12時が経過して。即ち翌日から）、請求できる。

## 設問2 2つの抗弁

弁済と相殺であることは一目瞭然 2つの表現は準備しておくべきもの

1 弁済 (1)

被告は原告に対し、平成28年9月30日、上記貸金返還債務の履行として100万円を支払った。

## 2 相殺 (2)

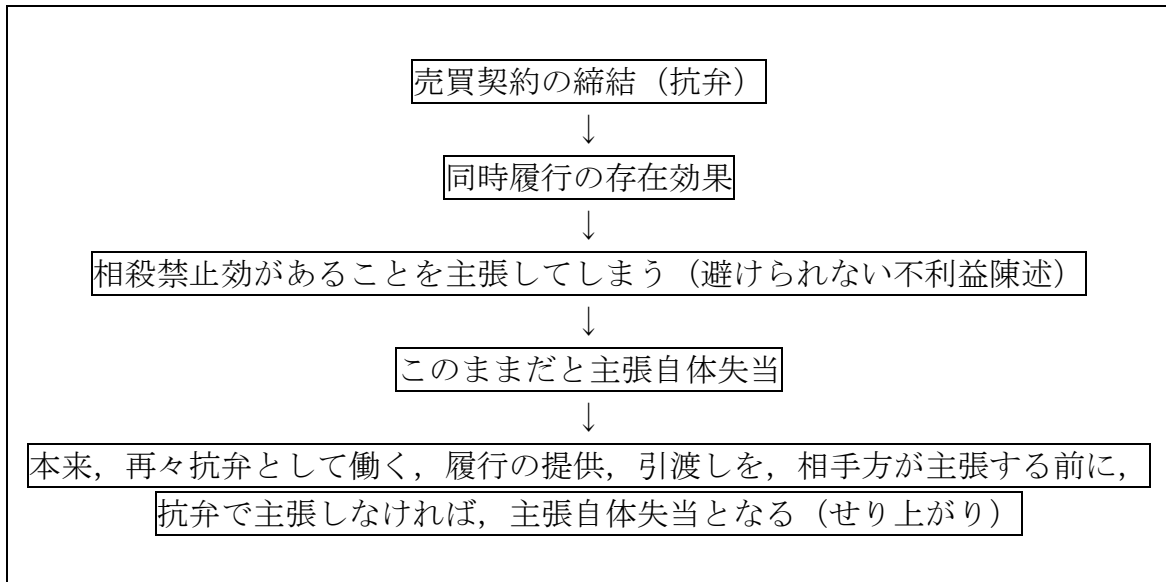
(1) 被告は原告に対して、平成19年10月1日、本件カメラを代金8万円で売った。

(2) 被告は原告に対し、平成19年10月1日、(1)の売買契約に基づき、本件カメラを引き渡した。

(3) 被告は原告に対し、平成30年2月2日、上記代金債権をもって、原告の本訴請求債権と、その対当額において相殺するとの意思表示をした。

3 (3) 2 (2)の事実を主張することが必要か否か。せりあがりの論証存在効果説(30講172頁, 司法研修所の見解)を前提とする。

債務者の権利主張を待つまでもなく、同時履行の抗弁権が存在することのみで、一定の効果(違法性阻却や相殺禁止の効果)が発生すると考える説



### 設問3

消滅時効の主張を検討したが、断念した理由。実体法の基本を問う問題である。民法508条に気づかなければならない。

### 設問4 事実認定

準備書面 弁済の抗弁が認められることを展開

弁済の有無は、事実認定の第一歩として問われやすい部分である。

争点と動かしがたい事実を冒頭に書き、いずれの供述が動かしがたい事実に整合するかという汎用性のある分析方法を使っていることを学んでほしい。同窓会の件の証拠価値は低いが、問題文に記載があることから、争いのない事実を

軸として一応触れておいた。領収証がないことは、マイナスであるが、問題文に引っ越しのことが書いてあるので、一応のことを触れておいた。これ以前の記載で、弁済の抗弁が認められる可能性が高いので、この程度の記載でよい。領収証という書証がないということだけで結論を出してはならない。

[以上 平成30年民事実務基礎科目解説]